

春日部市規則第 46 号

春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 9 日

春日部市長

岩谷 一弘

春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年規則第16号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又に変更する。

改正後	改正前
(葬祭補償の額) 第7条の6 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>33万円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第7条の6 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>31万5千円</u> に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

(2) 様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第8条関係）

葬 祭 補 償 請 求 書

(実施機関の職氏名) 様 下記の葬祭補償を請求します。		請求年月日 年 月 日			
		請求者の住所..... ふりがな 氏 名..... 死亡職員との 続柄又は関係.....			
死亡 職員 に 関 する 事 項	1	所属部局名	職 名		
		氏 名	年 月 日生 (歳)		
		負傷又は発 病の年月日 年 月 日	死 亡 年 月 日 年 月 日		
葬 祭 補 償 請 求 金 額 の 計 算	2	(A) (補償基礎額) 330,000円 + 円 × 30 = 円			
		(B) (補償基礎額) 円 × 60 = 円			
		(C) (A)、(B)のうち高い金額 □(A) □(B)			
3	葬祭補償請求金額		円		
4 送 金 希 望 の 場 合	口座振替	振込先金融 機 関 名	銀行 支店	*受 理	年 月 日
		□普通預金 □当座預金		*決定金額	円
		口座番号			
	預金名義者		*通 知	年 月 日	
	送 金 小 切 手	受取先金融 機 関 名	銀行 支店	*支 払	年 月 日
そ の 他					

〔注意事項〕

請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第7条の6の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の6の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。